

# 日本臨床動作学会役員選挙細則

## 1 選挙管理委員会の設置

- (1) 本学会に選挙管理委員会を置く。
- (2) 選挙管理委員会は理事会が選出した若干名の選挙管理委員によって構成される。
- (3) 委員長は委員の互選による。

## 2 役員の選出方法

- (1) 理事 会員の互選により選出する。
- (2) 監事 会員の互選により選出する。なお、理事と監事の両者に当選した場合には、理事の当選を優先し、監事の当選者は次点者をもって補う。